

令和 7 年度 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金 (業務改善助成金) について

大分労働局 雇用環境・均等室

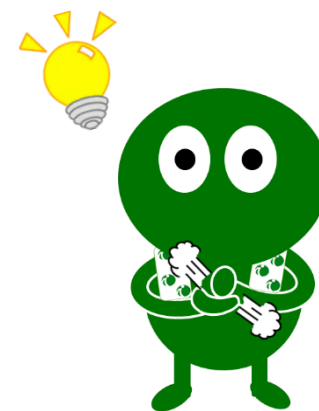
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内における雇入れ後6か月を経過した労働者のうち最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度。



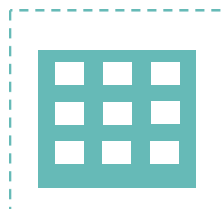
対象事業者・申請の単位

- **中小企業・小規模事業者**であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- **事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満までの事業所であること（※P4へ）**
- **解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと**

➡ 以上の要件を満たした事業者は、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。



工場A



事業所B



別々に申請

対象事業者・申請の単位（対象事業場の拡大）

従来

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 の事業所が対象

✕ (A社) 事業場内最低賃金 ($X + 55$ 円)

$X + 50$ 円

○ (B社) 事業場内最低賃金 ($X + 30$ 円)

X 円

改定前の地域別最低賃金

対象範囲
(50円)

事業場内最低賃金が $X + 50$ 円までの事業所が対象となります。

(※) X 円～ $X + 50$ 円の事業者のみが申請対象

拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満まで の事業所が対象

<例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 $X + 63$ 円（引上額63円）の場合>

$X + 63$ 円

○ (A社) 事業場内最低賃金
($X + 55$ 円)

$X + 50$ 円

○ (B社) 事業場内最低賃金
($X + 30$ 円)

X 円

改定前の地域別最低賃金

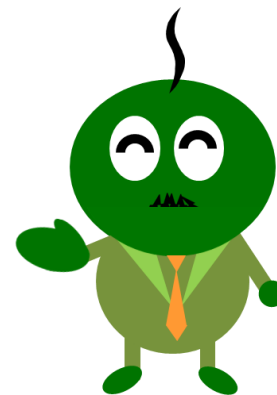
改定後の地域別最低賃金

対象範囲の拡充

事業場内最低賃金が $X + 51$ 円～ $X + 62$ 円までの事業所が対象となります！

※ 事業場内最低賃金が改定後地域別最低賃金と同額の場合は対象外

(※) $X + 51$ 円～ $X + 62$ 円の事業者も申請対象となる



助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

引き上げる労働者数の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。

(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

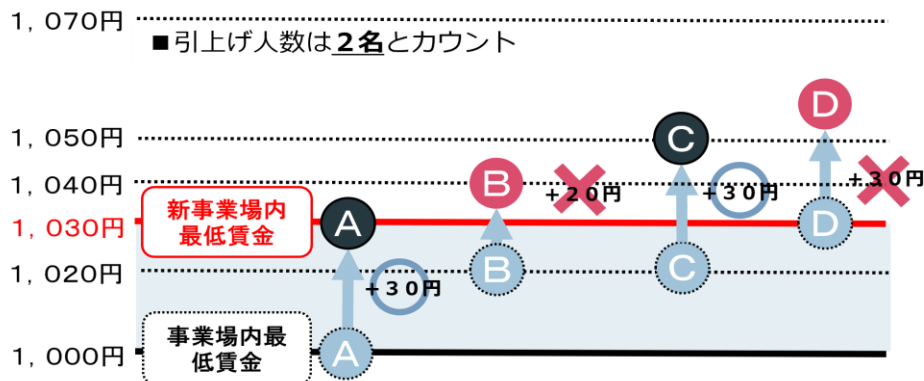
<例：事業場内最低賃金1,000円の事業場で30円コースを申請する場合>

A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**

B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**

C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**

D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



A：引き上げ人数としてカウント
B・C：
新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引き上げ人数としては、申請コースの額（30円）以上引き上げているCのみ対象。
D：既に新事業場内最低賃金以上なので、30円以上引き上げてもカウントしない。

対象となる設備投資

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

熱中症対策のエアコンの設置



対象にならない×

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例を集めた冊子を作成しております。

業務改善助成金の申請に際して、参考としていただければ幸いです。

生産性向上のヒント集



PDF 生産性向上のヒント集（令和6年3月作成）[PDF形式: 3.219KB] [3.2MB]

生産性向上のヒント集



PDF 生産性向上のヒント集（令和5年3月作成）[PDF形式: 7.312KB] [5.1MB]

生産性向上のヒント集



PDF 生産性向上のヒント集（令和4年3月作成）[7.0MB]

生産性向上のヒント集



PDF 生産性向上のヒント集（令和3年3月作成）[9.4MB]



PDF 生産性向上の事例集（令和2年3月作成）[6.1MB]



PDF 生産性向上の事例集（平成31年1月作成）[9.9MB]



PDF 生産性向上の事例集～最低賃金の引上げに向けて～（平成30年3月作成）[9.7MB]



PDF 生産性向上の事例集～最低賃金の引上げに向けて～（平成29年3月作成）

事例10

POSレジシステムと半自動立体包装機の導入により、会計処理と商品包装が効率化

企業概要

【所在地】和歌山県 【従業員数】5人 【事業内容】クリーニング業

課題と対応

レジシステムが旧型で操作性が悪く、混雑時にはレジ待ちが発生していた。また、商品の包装に手間がかかり、時間を要していた。そのため、システムと機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要

レジ操作を短時間で、商品の包装の際には手作業を減らしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、POSレジシステムと半自動立体包装機を導入した。

会計処理を簡便化し、商品包装の手間も減らしたい（社長）



<導入前>



<導入後>



会計処理は約1.5倍、立体包装は約3倍の速さで可能に

実施結果

POSレジシステムの導入により、混雑時のレジ待ちがなくなり、半自動立体包装機の導入により処理数が増加し包装もきれいになった。

成果

会計処理や商品包装の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。

対象となる設備投資（特例）

特例事業者のうち「物価高騰等要件」に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等や一部の自動車も助成対象となります。

※パソコン等は新規導入に限ります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投うち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入資等の	×	○

申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用さ れる地域別最低賃金 改定日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用さ れる地域別最低賃金 改定日の前日	令和8年1月31日



郵便や持ち込みの場合 令和7年12月26日（金）必着
J grants（電子）の場合 令和7年12月31日（水）

※予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

賃金引き上げについて（拡充）

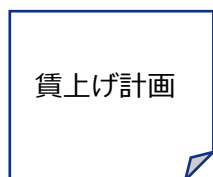
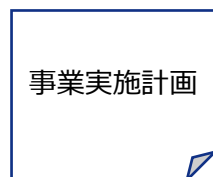
従来

賃金引き上げ後の申請は不可

申請前に賃金引き上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要があります

必要な手続き：申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引き上げ計画
- ・事業実施計画（設備投資等の計画）



を提出し、計画の審査
を受けます。



（審査の上、交付決定を受けたら）

- ・計画に基づく賃上げの実施
- ・計画に基づく設備投資等の実施

拡充

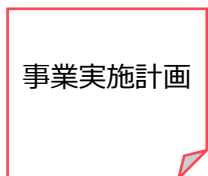
賃金引き上げ計画の事前提出について省略可能

令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日まで（※）に賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ計画の提出は不要となりました

※同期間以外の賃金引き上げは一切対象となりませんのでご注意ください。

必要な手続き：申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引き上げ結果
- ・事業実施計画（設備投資等の計画）



を提出し、計画の審査
を受けます。



（審査の上、交付決定を受けたら）

- ・計画に基づく設備投資等の実施



助成金の流れ

交付申請

交付申請書・事業実施計画書等を
都道府県労働局に提出

交付決定

交付申請書等を
審査の上、通知

事業の実施

申請内容に沿って
事業を実施
(賃金の引き上げ、設備の
導入、代金の支払)

事業実績報告

労働局に事業実績報告書等と助
成金支給申請書を提出

交付額確定と助成金支払い

事業実績報告書等を審査し、
適正と認められれば交付額の確定と助成金の支払
いを実施

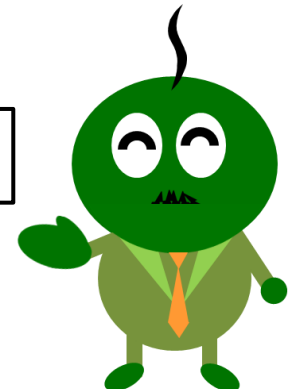
助成金受領

ここで助成金が
振り込まれます

状況報告

状況報告を作成し提出

状況報告は忘れがちなので注意が必要！！



注意事項

- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- 事業所での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発効日までに勤務実績がないことにより、賃金引き上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引き上げは認められないので、ご注意ください。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 同一事業場の申請は年度内 1 回までです。